

諮問日：令和7年9月19日（令和7年度（最情）諮問第27号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（最情）答申第62号）

件名：特定事件に関する裁判官会議の存否及び内容が記録された文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「特定日最高裁判所事務総局経理局長歳入徴収官から特定事件決定正本送達費用の立替を費用弁償金債権として特定額の納入告知書が送付された。司法行政事務につき裁判所法12条裁判官会議の存否及び内容の開示を求める。」

（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年8月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

「不開示情報である個人識別情報を開示することになるから不開示にした」という根拠は身分権に瑕疵ある行政作用をつくるものである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、特定の事件番号の事件に特定人（苦情申出人）が関与している事実を前提に、裁判官会議の存否及び内容が記載された文書の開示を求めるものである。そのため、当該申出に係る文書の存否を答えることにより、当該事件に特定人が関与している事実の有無を明らかにすることと同様の結果を

生じさせるものと認められ、この情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情も認められない。

最高裁判所は、苦情申出人に対し、特定事件の内容や進行等に関する司法行政文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報を開示することになると教示した上で、相当の期間を設けて本件開示申出を保有個人情報開示申出に補正するか否か確認を求めたが、所定の期限までに補正書の提出がなかった。また、苦情申出人から令和7年6月17日付けで提出された「事案の移送の申立」と題する文書によっても、保有個人情報開示申出への補正はされなかった。

したがって、本件開示申出に対し、文書の存否を明らかにしないで不開示とした判断は相当である。

- 2 苦情申出人は、「不開示情報である個人識別情報を開示することになるから不開示にした」という根拠は身分権に瑕疵ある行政作用をつくるものであるなどと主張するが、本件開示申出に係る文書を不開示とした理由は上記のとおりであり、その他に苦情申出人が縷々述べる事情は、いずれも上記結論を左右しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年9月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月24日 審議
- ④ 令和8年1月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人の開示申出によれば、本件開示申出は、特定の事件番号の事件に特定人（苦情申出人）が関与していることを前提に、裁判官会議の存否及び内

容が記載された文書の開示を求めるものであり、本件開示申出文書の存否を答えることは、当該事件に特定人が関与している事実の存否（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、特定の事件番号の記載によって識別が可能となる特定の事件当事者の個人識別情報（法5条1号）に相当し、同号ただし書イからハまでに相当するような事情も認められない。

苦情申出人は、「不開示情報である個人識別情報を開示することになるから不開示にした」という根拠は身分権に瑕疵ある行政作用をつくるものであると主張するが、最高裁判所事務総長の説明によれば、最高裁判所は苦情申出人に対し特定事件の内容や進行等に関する司法行政文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報を開示することになると教示した上で、相当の期間を設けて本件開示申出を保有個人情報開示申出に補正するか否か確認を求めたが、所定の期限までに補正書の提出がなかったというのであるから、本件を司法行政文書についての開示請求とした上で存否応答拒否としたことが不適切であったとは認められない。

したがって、本件開示申出に対し、存否応答拒否とした判断は相当である。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕